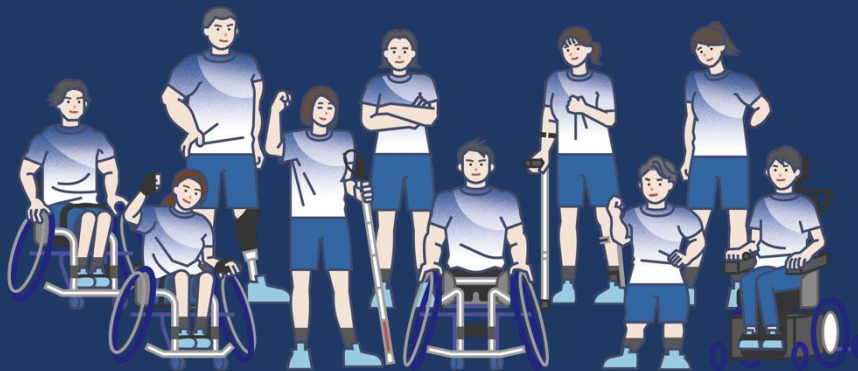


Japanese Paralympic
Committee



日本パラリンピック委員会 クラス分け規程

2026 年 8 月 1 日改定



日本パラリンピック委員会

日本パラリンピック委員会 クラス分け規程

目次

序文	3
第1章 クラス分けの目的および本規程の適用	4
1. クラス分けの目的	4
2. JPC クラス分け規程の目的とそれを支える枠組み	4
3. 本規程の適用	5
第2章 クラス分け	5
第I部: はじめに	5
4. 基本原則	5
第II部: 競技者のクラス分けを担当する団体	6
5. 原疾患評価者	6
6. クラス分けパネル	7
第III部: 出場資格のある障がい	7
7. 出場資格のある障がい	7
8. 出場資格のない障がい	8
第IV部: クラス分けプロセス	8
A. 第1段階: 原疾患評価	8
9. 医学的情報	8
10. 原疾患評価の実施	9
11. 「(クラス分け)対象外の原因疾患」の判定	9
B. 評価セッション	9
B.1 第2段階: 出場資格のある障がい評価	9
12. 出場資格のある障がい評価の実施	9
13. 「(クラス分け)対象外の原因疾患」の判定	10
B.2 第3段階: 最小障がい基準評価	10
14. 最小障がい基準評価の実施	10
15. 「最小障がい基準外」の判定	10
B.3 第4段階: 競技クラスおよび競技クラスステータスの割当て	11
B.3.1 競技クラス	11
16. 競技クラス評価の実施	11
B.3.2 競技クラスステータス	11
17. 競技クラスステータス	11
18. 競技クラスステータスの割当て	12
B.4 すべての評価セッションに対して適用される一般的な規定	12
19. 国内競技団体の一般要件	13
20. 評価セッションへの出席	13
21. 評価セッションに関する競技者の責任	13
22. 評価セッションに関するクラス分けパネルの責任	14
23. クラス分けパネルからの追加情報や専門知識の要請	14
24. 評価セッションの前段階の再実施の要請	15
25. 評価セッションの中止または終了	15
26. 評価セッションの欠席	16
27. 「クラス分け未完了」の判定	16
28. 評価セッションの場所	16
29. 写真撮影ならびに録画および録音	17
第V部: 通知および公表	17
30. クラス分け結果の通知	17

31. クラス分けマスターリスト	17
第 VI 部:状態の変化	18
32. メディカルレビュー	18
第 3 章 クラス分けプロテストおよびクラス分けアピール.....	19
第 I 部:概要	19
33. 概要.....	19
第 II 部:クラス分けプロテスト.....	20
34. クラス分けプロテストの対象範囲	20
35. クラス分けプロテストを行うことができる者	20
36. 競技者クラス分けプロテスト.....	20
37. 国内競技団体クラス分けプロテスト.....	21
38. クラス分けプロテストパネルの手続	21
39. クラス分けプロテストパネルを利用できない状況	22
第 III 部:クラス分けアピール.....	23
40. クラス分けアピール.....	23
41. クラス分けアピールの申請	23
42. クラス分けアピール機関	23
43. クラス分けアピールの決定	24
第 4 章 意図的不実表示.....	24
44. 意図的不実表示	24
第 5 章 クラス分けシステムの変更.....	26
45. クラス分けシステムの変更	26
第 6 章 役割および責任.....	26
46. 日本パラリンピック委員会(JPC)	26
47. 国内競技団体(NF).....	27
48. クラス分け従事者	27
49. 競技者	27
50. サポートスタッフ.....	28
51. その他の参加者.....	28
第 7 章 クラス分けデータおよびクラス分け研究.....	28
52. クラス分けデータ.....	28
53. クラス分け研究	28
第 8 章 クラス分け規程の遵守.....	29
54. JPC 加盟団体による遵守.....	29
55. 遵守のモニタリングおよび実施.....	29
第 9 章 本規程の施行日、改正および解釈	29
56. 本規程の施行日	29
57. 本規程の改正.....	29
付録 1:定義	31

序文

スポーツにおいて、競技結果が一方的になることなく参加のモチベーションを促すシステムとして、体重別・男女別・年齢別などのクラス分けが広く採用されている。パラスポーツにおける障がいの種類と程度によるクラス分けは競技の根幹をなす制度であり、出場資格のある障がいおよびその基準を定め、競技者の障がいが競技結果に与える影響を最小限にすることにより、競技結果が障がいの程度ではなく、競技能力、技術、戦術、トレーニングおよび努力によって決定される、公正かつ有意義な競技環境を実現するための枠組みである。また、クラス分けはパラリンピック・ムーブメントを支える基盤でもある。

国際パラリンピック委員会(IPC)は、クラス分けに関する国際的・競技横断的な原則として 2007 年に初版の IPC クラス分け規程を制定し、2015 年の第 2 版への改定の後、IPC 加盟団体との公開協議や関係分野の専門家との意見交換など、3 年間にわたる広範な見直しを経て 2025 年に第 3 版を発効した。この第 3 版では、クラス分けの透明性、競技者の権利保護、データ保護、教育および研究の推進がより重視されるとともに、原疾患評価(Underlying Health Condition Assessment)の導入など、クラス分けプロセスの明確化が図られている。

日本パラリンピック委員会(JPC)は、この IPC クラス分け規程を我が国におけるクラス分けの基本原則として位置付けるとともに、国内競技団体の競技特性や運営体制を踏まえ、国内で実施されるクラス分けの方針、手続きおよび関係者の役割と責任を明確にすることを目的として、2024 年に「日本パラリンピック委員会クラス分け規程」を策定した。本改定版は、2025 年発効の IPC クラス分け規程第 3 版との整合性を図るとともに、国内におけるクラス分け制度のさらなる充実を目指して改定したものである。

本規程は、競技者、支援者、クラシファイア、国内競技団体、研究者その他すべての関係者が、クラス分けの目的と意義を共有し、国内でのクラス分け[SN1.1]のプロセスおよび結果に対する信頼を醸成することを目的とする。また、クラス分けが最新の科学的知見に基づいて継続的に発展し、我が国のパラスポーツの普及と競技力向上、さらには活力ある共生社会の実現に寄与することを願うものである。

令和 8 年 8 月
日本パラリンピック委員会
JPC クラス分け委員会委員長
小林章郎

注:JPC クラス分け規程は 2025 年発効の IPC クラス分け規程を基に、国内競技団体の状況を考慮し文言を追記・削除・修正し、作成したものである。本規程の解釈または運用において IPC クラス分け規程または IF クラス分け規則との間に齟齬が生じた場合は、原則として、IPC クラス分け規程または IF クラス分け規則が優先されるものとする。

第1章 クラス分けの目的および本規程の適用

1. クラス分けの目的

- 1.1. クラス分けの目的は、出場資格のある競技者がパラスポーツに参加できるようにすることである。そして、競技者が高い競技力を追求した先にパラリンピック競技大会がある。
- 1.2. クラス分けは、競技者の障がい競技結果に与える影響を最小限に抑え、障がい以外の要因によって競技結果が決定されるようにすることで、公正かつ有意義な競技を促進するという、パラスポーツ独自の枠組みである。
- 1.3. クラス分けは、その目的を達成するために、次の2つの重要な機能を持つ。
 - 1.3.1. パラスポーツへの出場資格のある競技者を決定すること。
 - 1.3.2. 出場資格のある障がい者が、その競技の基本となる特定の課題や動作を実行する能力にどの程度影響を及ぼすかに基づき、競技者を競技クラスにグループ分けすること。
- 1.4. 競技のクラス分けには、パフォーマンスクラス分けと選択的クラス分けの2種類がある。パフォーマンスクラス分けの例としては、ゴルフで使われるハンディキャップ・システム、いくつかの格闘技で使われるベルト・システム等があり、これらのクラス分けシステムは、その競技における成績によって競技者をグループ分けするものである。一方、選択的クラス分けにおけるクラス分けの単位は、パフォーマンスではなく、特定のパフォーマンスを強く予測することが知られている要因である、年齢や体格、性別の3種類が一般的に使用されている。パラスポーツに必要なのは選択的クラス分けであり、クラス分けの基準となるのは競技者の障がいで、その障がい競技における基本的な動作にどの程度影響を及ぼすかに基づいて競技クラスが決定される。競技パフォーマンスが向上した競技者は、割当てられた競技クラス内でより高い競争力を発揮することになるが、そのパフォーマンス向上自体が競技クラスを変更する根拠にはならない。

2. JPC クラス分け規程の目的とそれを支える枠組み

- 2.1. 日本パラリンピック委員会(以下、JPC)クラス分け規程(以下、本規程)は、日本国内のパラリンピック・ムーブメントにおけるクラス分けの基礎となる文書であり、以下を目的としている。
 - 2.1.1. 日本国内で行われるクラス分けの目的や方針を明確にする。
 - 2.1.2. 競技者をはじめとするクラス分けに関わるすべての人の役割と責任を明確にし、競技者の権利を守る。
 - 2.1.3. 国際パラリンピック委員会(以下、IPC)クラス分け規程(以下、IPC クラス分け規程)に準じた国内クラス分け規程を整備することにより、パラスポーツへの出場資格と競技クラスを国際基準に則したものとする。
 - 2.1.4. クラス分けに関わる情報公開を促進し、クラス分けの透明性の向上や選手発掘、競技の発展に資する。
- 2.2. 本規程を補足する資料として以下を挙げる。
 - 2.2.1. IPC クラス分け規程(IPC CLASSIFICATION CODE Version 1 January 2025)
 - 2.2.2. クラス分け従事者およびその養成に関する国際基準(INTERNATIONAL STANDARD FOR CLASSIFICATION PERSONNEL AND TRAINING Version 1 January 2025)

- 2.2.3. 意図的不実表示に関する国際基準 (INTERNATIONAL STANDARD FOR INTENTIONAL MISREPRESENTATION Version 1 January 2025)
- 2.2.4. クラス分けデータ保護に関する国際基準 (INTERNATIONAL STANDARD FOR CLASSIFICATION DATA PROTECTION Version 1 January 2025)
- 2.2.5. JPC クラス分け戦略 2025-2029

3. 本規程の適用

- 3.1. 本規程は次の関係者に適用される。
 - 3.1.1. JPC に関わるすべての者
 - 3.1.2. 夏季・冬季パラリンピック実施競技団体に関わるすべての者
 - 3.1.3. (全国障害者スポーツ大会障害区分判定を除く) 国内クラス分けを実施する 3.1.2 以外の JPC 加盟団体に関わるすべての者

第 2 章 クラス分け

第 I 部: はじめに

4. 基本原則

クラス分けプロセス

- 4.1. クラス分けは主に 4 つの評価段階からなり、それぞれについて国内競技団体が実施する。

原疾患評価	第 1 段階: 原疾患評価 競技者から提供された医学的情報に基づき、競技者が少なくとも 1 つの、医学的に診断された原疾患を有することの評価。 (第 9.1-9.3 条を参照)
評価セッション	第 2 段階: 出場資格のある障がいの評価 (1) 競技者に、当該競技に該当する障がいがあり、それが第 1 段階で報告された 1 つ以上の原疾患で説明できることの評価、および (2) 第 1 段階で報告された原疾患と出場資格のある障がいとの間に矛盾がないことの評価。
	第 3 段階: 最小障がい基準評価 競技者の出場資格のある障がい、その競技で障がい毎に定められた最小障がい基準を満たしているか否かの評価。
	第 4 段階: 競技クラス評価 競技者に対して以下のとおりに割当てが行われる。 (1) 競技者の出場資格のある障がい、当該競技における基本的な課題および動作の遂行能力に及ぼす影響の程度を評価した結果に基づき決定された競技クラス。 (2) 競技者が将来クラス分けを受けることを要求される可能性、およびその時期を示すための競技クラスステータス。

クラス分け段階の順序

- 4.2. 国内競技団体は国際競技団体クラス分け規則(以下、IF クラス分け規則)に則り、クラス分けを実施することが求められる。ただし、一部の国内独自のクラス分け規則を制限するものではない。
- 4.3. クラス分けプロセスにおいては、原疾患評価を最初に実施しなければならない。その上で、その他の評価については、国内競技団体の定めに従い、順序および組み合わせを適宜定めて実施することができる。ただし、意思決定プロセスは、4 つの段階を経なければならない。

国内競技団体のクラス分け規則の基本要件

- 4.4. すべての国内競技団体は、本規程および IF クラス分け規則に準拠した国内競技団体クラス分け規則(以下、NF クラス分け規則)を策定し、実施しなければならない。特に、これらの NF クラス分け規則は以下の要件を満たさなければならない。
 - 4.4.1. 本規程第 1 条に従い、クラス分けの目的を明記すること。
 - 4.4.2. NF クラス分け規則が適用される対象者を明記すること。これには、少なくとも(1)国内競技団体およびその役員、(2)すべてのクラス分け従事者、(3)評価セッションに参加するすべての者を含めなければならない。
 - 4.4.3. 本規程に定める 4 段階のクラス分けプロセスを採用し、実施すること。
 - 4.4.4. 出場資格のある障がいには、本規程第 7.1 条に示した出場資格のある障がい(1 つ以上含まれていなければならない)。
 - 4.4.5. 競技に対応する、それぞれの出場資格のある障がい(該当する場合は、それぞれの出場資格のある障がいのサブカテゴリー)について、原則として IF クラス分け規則に定められた最小障がい基準や評価方法に基づいて評価すること。
 - 4.4.6. 国内競技団体は、国内で開催される競技会に限り、出場資格のない障がいに該当する競技者の参加を認めることができる。ただし、IF クラス分け規則にある競技クラスとは異なる独自の競技クラスを設定するか、あるいは国内限定の出場資格であることを示す表記を用いるなど、適切な規定を設けること。また、この場合は NF クラス分け規則に加え、競技規則や競技申し合わせ事項等にその扱いを明記すること(第 11.3 条、第 13.3 条、第 15.3 条を参照)。
 - 4.4.7. 競技者をクラス分けするための国内競技団体のプロセス、手順および方法を定めること。
 - 4.4.8. 競技者に対して、割当てられた競技クラスのみにおいて競技への参加を許可すること。

第 II 部: 競技者のクラス分けを担当する団体

5. 原疾患評価者

- 5.1. 国内競技団体は、原疾患評価を実施する責任を負う。ただし、原疾患評価は、以下の個人または団体(以下、原疾患評価者)を通じて実施してもよい。
 - 5.1.1. 国内競技団体から委託等を受けた医師、医学的専門知識を有するクラシファイア、日本パラスポーツ協会(以下、JPSA)医学委員等の外部専門家等。
 - 5.1.2. 国内競技団体によって任命されたクラス分けに関する内部組織または JPSA 医学委員会等の外部組織。
- 5.2. 国内競技団体は、NF クラス分け規則に、以下を明記しなければならない。

5.2.1. 原疾患評価者が、(1)知的障がいのある競技者、(2)肢体不自由のある競技者、および(3)視覚障がいのある競技者のうち、いずれの障がいに対して原疾患評価を行うか。

5.2.2. 原疾患評価者が原疾患評価を実施するプロセス。

5.3. 国内競技団体は、原疾患評価者が以下の要件を満たすことを保証しなければならない。

(1) 原疾患評価に必要な知識と技術と経験があること。

(2) 適切な個人情報保護に関する誓約書に署名し、競技団体に提出していること。

6. クラス分けパネル

6.1. 国内競技団体は、評価セッションを実施するクラス分けパネルを任命しなければならない。

6.2. 各クラス分けパネルは、2 名以上のクラシファイアにより構成される。ただし、事情により 1 名で実施する場合は、その結果およびその後の再クラス分けについて定めること。なお、国内競技団体は対面での実施による評価と同様の評価が確保できる場合に限り、リモートでのクラシファイアの参加等を認める規定を設けることができる。

6.3. 国内競技団体は、クラス分けパネルを含む全てのクラス分け従事者が適切な個人情報保護に関する誓約書、倫理規定に関する同意書に署名することを保証しなければならない。

6.4. クラス分けパネルのメンバーは、クラス分け業務を行う大会またはクラス分けの機会において、他の役職等を兼務してはならない。ただし、国内競技団体は、他の役職等がクラス分け担当者としての職務・責務の遂行を妨げない場合に限り、兼務させることができる。

第 III 部: 出場資格のある障がい

7. 出場資格のある障がい

7.1. IPC クラス分け規程に定められている出場資格のある障がいには、現在、以下の 7 つ(「肢体不自由」5 つ、「視覚障がい」および「知的障がい」)があり、本規程もこれに準拠する。

7.1.1. 肢体不自由。

7.1.1.1. 筋力低下

7.1.1.2. 他動的関節可動域制限

7.1.1.3. 四肢欠損や四肢長差

この出場資格のある障がいは、さらに以下のサブカテゴリーに分けられる。

(a) 四肢欠損

(b) 脚長差

(c) 上肢長差

7.1.1.4. 低身長

7.1.1.5. 協調運動障がい

この出場資格のある障がいは、さらに以下のサブカテゴリーに分けられる。

(a) 筋緊張亢進や痙性

(b) 運動失調

(c) ジスキネジア(アテトーゼ、ジストニア、舞踏運動)

7.1.2. 視覚障がい

7.1.3. 知的障がい

8. 出場資格のない障がい

8.1. 第 7 条に「出場資格のある障がい」として記載されていない障がいは、「出場資格のない障がい」である。

8.2. 出場資格のない障がいには以下のものが含まれるが、これらに限らない。

- 8.2.1. 痛み
- 8.2.2. 聴覚障がい
- 8.2.3. 筋緊張の低下
- 8.2.4. 関節過可動性
- 8.2.5. 不安定な肩関節や反復性関節脱臼等の関節不安定性
- 8.2.6. 筋持久力低下やこわばり
- 8.2.7. 運動反射機能の障がい
- 8.2.8. 心血管系の障がい
- 8.2.9. 呼吸機能の障がい
- 8.2.10. 代謝機能の障がい
- 8.2.11. チックや反復行動、常同運動、運動保続
- 8.2.12. 前庭障がい
- 8.2.13. 疲労の原因となる筋代謝障がい
- 8.2.14. 心理的要因や心身的要因から起きる障がい

8.3. 競技者に出場資格のある障がいと出場資格のない障がいの両方がある場合、クラス分けパネルによる評価セッション(観察評価を含む)や競技クラスの割当てに出場資格のない障がいの影響を及ぼさない場合には、出場資格のある障がいにに基づき、クラス分けパネルによる評価を受けることができる。

8.4. 国内競技団体は、国内で開催される競技会に限り、出場資格のない障がいに該当する競技者の参加を認めることができる。ただし、IF クラス分け規則にある競技クラスとは異なる独自の競技クラスを設定するか、あるいは国内限定の出場資格であることを示す表記を用いるなど、適切な規定を設けること。また、この場合は NF クラス分け規則に加え、競技規則や競技申し合わせ事項等にその扱いを明記すること。

第 IV 部: クラス分けプロセス

A. 第 1 段階: 原疾患評価

9. 医学的情報

9.1. クラス分けプロセスを開始するために、競技者は、国内競技団体が原疾患および出場資格のある障がいの存在を評価するために必要なすべての関連する医学的情報、またはそれに類似する原疾患を証明できる情報等を国内競技団体に提供しなければならない。

9.2. 競技者は、医学的情報等を提供する責任を負い、かつ、提供された医学的情報等の内容に不足がなく、正確で、虚偽がない情報であることを保証する責任を負う。

9.3. 国内競技団体(原疾患評価者を含む)は、競技者に対して、医学的情報をはじめとする、クラス分けプロセスを行うために必要であると考えられる追加情報の提供を要求することができる。

10. 原疾患評価の実施

- 10.1. 原疾患評価者は、競技者が少なくとも 1 つの医学的に診断された原疾患があることを確認するために、原疾患評価を実施する。
- 10.2. 原疾患評価者が「(クラス分け)対象外の原疾患(再評価)」と判定した場合、第二の原疾患評価者を手配しなければならない。ただし、当該国内競技団体が第二の原疾患評価者を確保できないなどの特段の事情がある場合は、外部団体の原疾患評価者に協力を依頼することができる。

11. 「(クラス分け)対象外の原疾患」の判定

- 11.1. 「(クラス分け)対象外の原疾患(再評価)」または「(クラス分け)対象外の原疾患」と判定された競技者は、
 - 11.1.1. 原則として、その競技の国内競技会への出場資格がない。
 - 11.1.2. その競技であるか、別の競技であるかを問わず新たにクラス分けを受ける際は、過去に「(クラス分け)対象外の原疾患」と判定された旨を開示しなければならない。その場合、国内競技団体の判断によりクラス分けを実施せずに「(クラス分け)対象外の原疾患」と判断されることがある。
- 11.2. 「(クラス分け)対象外の原疾患(再評価)」または「(クラス分け)対象外の原疾患」としての判定は、レビューまたはクラス分けプロテストの対象とはならないが、クラス分けアピールを行うことはできる。
- 11.3. 国内競技団体は国内で開催される競技会に限り、上記「(クラス分け)対象外の原疾患(再評価)」または「(クラス分け)対象外の原疾患」と判定された競技者の参加を認めることができる。ただし、IF クラス分け規則にある競技クラスとは異なる競技クラスを設定するか、あるいは国内限定の出場資格であることを示す表記を用いるなど、適切な規定を設けること。また、この場合は NF クラス分け規則に加え、競技規則や競技申し合わせ事項等にその扱いを明記すること。

B. 評価セッション

B.1 第 2 段階: 出場資格のある障がい評価

12. 出場資格のある障がい評価の実施

- 12.1. 国内競技団体は、IF クラス分け規則に定めている方法に則り、競技者が当該競技に対応する出場資格のある障がいがあるか否かを評価する。
- 12.2. 原則、出場資格のある障がい評価は、対面で行わなければならない。ただし、国内競技団体は対面での実施による評価と同様の評価が確保できる場合に限り、動画やビデオ会議等を用いたりリモートによる評価を認める規定を NF クラス分け規則に加えることもできる。この場合、リモートでの評価を可能とする出場資格のある障がいを明記しなければならない。
- 12.3. 競技者が「(クラス分け)対象外の障がい(再評価)」と判定された場合、当該競技者は、速やかに、再度、第二クラス分けパネルによる出場資格のある障がい評価を受ける権利を有する。

13.「(クラス分け)対象外の障がい」の判定

13.1.「(クラス分け)対象外の障がい(再評価)」または「(クラス分け)対象外の障がい」と判定された競技者は、

13.1.1. 原則として、その競技の国内競技会に出場することができない。

13.1.2. その競技であるか、別の競技であるかを問わず新たにクラス分けを受ける際は、過去に「(クラス分け)対象外の障がい」と判定された旨を開示しなければならない。その場合、国内競技団体の判断によりクラス分けを実施せずに「(クラス分け)対象外の障がい」と判断される場合がある。

13.2.「(クラス分け)対象外の障がい(再評価)」または「(クラス分け)対象外の障がい」としての判定は、レビューまたはクラス分けプロテストの対象とはならないが、クラス分けアピールを行うことはできる。

13.3. 国内競技団体は国内で開催される競技会に限り、上記「(クラス分け)対象外の障がい(再評価)」または「(クラス分け)対象外の障がい」と判定された競技者の出場を認める規定を NF クラス分け規則に加えることができる。ただし、IF クラス分け規則にある競技クラスとは別の競技クラスを設定する、もしくは国内に限った出場資格であることを示す表記を用いるなどの規定を設けること。

B.2 第3段階:最小障がい基準評価

14.最小障がい基準評価の実施

14.1. 国内競技団体は、IF クラス分け規則に則り、競技者の出場資格のある障がい者が最小障がい基準を満たすか否かを評価する。

14.2. 原則、最小障がい基準評価は、対面で行わなければならない。ただし、国内競技団体は対面での実施による評価と同様の評価が確保できる場合に限り、動画やビデオ会議等を用いたリモートによる評価を認める規定を NF クラス分け規則に加えることもできる。この場合、リモートでの評価を可能とする出場資格のある障がいを明記しなければならない。

14.3. 最小障がい基準評価が完了した時点で、

14.3.1. クラス分けパネルが、競技者の出場資格のある障がい者が該当する最小障がい基準を満たしていると判定した場合、競技クラス評価に進む。

14.3.2. クラス分けパネルが、当該競技者の出場資格のある障がい者が該当する最小障がい基準を満たしていないと判定した場合、当該競技者は、「最小障がい基準外(再評価)」として判定されなければならない。

14.4. 競技者が「最小障がい基準外(再評価)」と判定された場合、当該競技者は、速やかに、再度、第二クラス分けパネルによる最小障がい基準評価を受ける権利を有する。

15.「最小障がい基準外」の判定

15.1.「最小障がい基準外(再評価)」または「最小障がい基準外」と判定された競技者は、

15.1.1. 原則として、その競技の国内競技会へ出場することができない。

15.1.2. その競技であるか、別の競技であるかを問わず新たにクラス分けを受ける際は、過去に「最小障がい基準外」と判定された旨を開示しなければならない。

15.2. 「最小障がい基準外(再評価)」または「最小障がい基準外」としての判定は、レビューまたはクラス分けプロテストの対象とはならないが、クラス分けアピールを行うことはできる。

15.3. 国内競技団体は国内で開催される競技会に限り、上記「最小障がい基準外(再評価)」または「最小障がい基準外」と判定された競技者の出場を認める規定を NF クラス分け規則に加えることができる。ただし、IF クラス分け規則にある競技クラスとは別の競技クラスを設定する、もしくは国内に限った出場資格であることを示す表記を用いるなどの規定を設けること。

B.3 第4段階: 競技クラスおよび競技クラスステータスの割当て

B.3.1 競技クラス

16. 競技クラス評価の実施

16.1. 国内競技団体は IF クラス分け規則に則り、競技者(国内独自に「(クラス分け)対象外の原疾患」「(クラス分け)対象外の障がい」「最小障がい基準外」と判定された競技者にも出場資格を認める場合も含む)に競技クラスを割当てなければならない。

16.2. 国内競技団体は原疾患評価、出場資格のある障がい評価、最小障がい基準評価、競技クラス評価のいずれにおいて、IF クラス分け規則には該当しないものの国内独自に競技会への参加を認める場合は、IF クラス分け規則に記載のない新たな競技クラスを設けることができる。

B.3.2 競技クラスステータス

17. 競技クラスステータス

17.1. 競技クラスステータスは、競技者が将来的にクラス分けを受ける必要性およびクラス分けを受ける時期を示すものである。

17.2. 使用できる競技クラスステータスは以下のとおりである。

17.2.1. 確定(C: Confirmed): クラス分けパネルは、当該競技者の競技クラスが将来的に変更される可能性は低いと判断した場合、当該競技者に対して競技クラスステータス「確定(C)」を割当てることができる。

17.2.2. 次回レビュー(R-NAO: Review at the Next Available Opportunity)

17.2.2.1. 競技者は以下の場合に、「次回レビュー(R-NAO)」競技クラスステータスが自動的に割当てられる。

(a) 国内競技団体がメディカルレビューを承認した場合。

(b) クラス分けプロテストが承認・実施された場合。

17.2.2.2. また、以下の場合にも、クラス分けパネルは競技者に対して「次回レビュー(R-NAO)」の競技クラスステータスの割当てを決定することができる。

(a) 競技者が「ボーダーライン」にいる場合(すなわち、最小障がい基準をか

ろうじて満たすか、2つの競技クラスの境界線上にいる場合)。
(b)クラス分けパネルが、当該暦年内や当該シーズン内において、次回の機会において評価セッションが必要であると判断した場合。

17.2.2.3. また、国内競技団体は、NF クラス分け規則の変更により、競技者の出場資格や競技クラス、競技クラスステータスに影響を及ぼす可能性があることが確認された場合にも、競技者の競技クラスステータスを「次回レビュー(R-NAO)」に変更することができる。

17.2.3. 指定期間付きレビュー(R-FRD: Review with Fixed Review Date)

17.2.3.1. クラス分けパネルは、現在の暦年やシーズン内ではない時期に評価セッションが必要であると考える場合、当該競技者に対して、競技クラスステータス「指定期間付きレビュー(R-FRD)」を割当てることができる。クラス分けパネルは、当該競技者が次の機会に新たに評価セッションに出席しなければならない日付(以下、指定期間)を設定しなければならない。

17.2.3.2. また、国内競技団体は、自団体のクラス分け規則の変更により、競技者の出場資格や競技クラス、競技クラスステータスに影響を及ぼす可能性があることが確認された場合にも、競技者の競技クラスステータスを「指定期間付きレビュー(R-FRD)」に変更することができる。そのような状況において国内競技団体は、適切な指定期間を設定しなければならない。

17.2.3.3. 指定期間は通常、競技者の前回の評価セッションが実施されてから4年以内である。

17.2.4. 失効(E: Expired)

17.2.4.1. 競技者は、引退した時点で自動的に、「失効(E)」の競技クラスステータスが割当てられる。各国内競技団体は、競技者が引退するための要件を NF クラス分け規則に明記しなければならない。

17.2.4.2. また、国内競技団体は、競技者が指定された期間内に評価セッションを完了しない場合にも、「失効(E)」の競技クラスステータスの使用を決定することができる。このような決定をした場合、(1)「次回レビュー(R-NAO)」の競技クラスステータスが有効である最長期間、および(2)「指定期間付きレビュー(R-FRD)」の競技クラスステータスが、指定期間後も有効である最長期間を、NF クラス分け規則に明記しなければならない。

17.2.5. 上記以外の国内独自の競技クラスステータス

18. 競技クラスステータスの割当て

18.1. 競技クラスステータスは、IF クラス分け規則に則り、割当てられなければならない。

18.2. 国内独自の競技クラスステータス

18.2.1. 原疾患評価、出場資格のある障がい評価、最小障がい基準評価、競技クラス評価のいずれにおいても、IF クラス分け規則には該当しない場合等において、国内独自に競技会への参加を認める場合は、上記 17.2.1～17.2.4 に加え、国内のみの出場であることを示す競技クラスステータス等の表記を追加すること。

B.4 すべての評価セッションに対して適用される一般的な規定

19. 国内競技団体の一般要件

- 19.1. 国内競技団体は、評価セッションに参加するすべての者(対面、リモートを問わず)が、NF クラス分け規則および適用される行動規範を遵守することを保証しなければならない。
- 19.2. 国内競技団体は、競技者に対し、競技者がクラス分けを受けられる機会について、事前にウェブサイト等で公表すること。これには開催地、日程、および評価される競技と障がい種別が含まれる。
- 19.3. 国内競技団体は、クラス分けパネルが評価セッションを実施するのに関連すると思われる情報を、クラス分けパネルに提供しなければならない。
- 19.4. 国内競技団体は、評価セッションの実施に際して、当該セッションにおける安全管理上の事項、ならびにプライバシー等の権利保護について、競技者から事前の同意を得なければならない。
- 19.5. 国内競技団体は、原疾患評価者およびクラス分けパネルから提出された書式、報告書またはその他の文書記録の写しを、将来、競技者を評価する原疾患評価者およびクラス分けパネルに対して国内競技団体から提供する可能性があるものとして保管しなければならない。当該文書の保管は、法令、ガイドラインその他の諸規程に従う。

20. 評価セッションへの出席

- 20.1. 競技者およびクラス分けパネルのメンバーのほかに、以下の者が評価セッションに出席することができる。
 - 20.1.1. 競技者が伴うサポートスタッフおよび通訳
 - 20.1.2. (競技者が未成年の場合はサポートスタッフとは別に)保護者(親権者、未成年後見人その他未成年競技者を現に監護養育する者をいう。)
 - 20.1.3. 国内競技団体(または国内競技団体を代表するチーフクラシファイア)が決定する、クラシファイア研修生
 - 20.1.4. JPC が任命するオブザーバー
 - 20.1.5. クラス分けパネルが本規程第 23 条に従い、医学的、技術的、科学的に助言を求める者
- 20.2. 本規程において別段の定めがある場合を除き、競技者およびクラス分けパネルのメンバーは、評価セッションに対面で出席しなければならない。
- 20.3. 評価セッションに出席する権利を有する者は、評価セッションに対面で出席することができる。または、評価に対して悪影響を及ぼすことがなく、対面で出席する者と同じ要件にすべて従うことを条件として、動画やビデオ会議等を用いて、評価セッションにリモートで出席することもできる。

21. 評価セッションに関する競技者の責任

- 21.1. 国内競技団体は、競技者に対し、評価セッションに関して当該競技者が負う責任を遵守する義務を課すものとし、その内容を NF クラス分け規則に定めなければならない。

21.2. 国内競技団体は、評価セッションに関し、競技者が有する以下の権利および負う責任について、NF クラス分け規則に定めなければならない。

21.2.1. 競技者は、評価セッション中、以下の者を同伴することができる。

21.2.1.1. 競技者を支援し、クラス分けプロセスを円滑に進める役割を担うサポートスタッフ(1名)

21.2.1.2. 通訳(1名)

21.2.1.3. 競技者が未成年の場合、サポートスタッフとは別に保護者(1名)

21.2.2. 競技者は、評価セッションの間、自己の能力を誠実かつ最大限に発揮しなければならない。また、クラス分けパネルから示された指示に従わなければならない。

21.2.3. 競技者は、(1)NF クラス分け規則において使用が認められている競技会において使用予定の競技用ウェアおよび競技用補装具を着用して評価セッションに出席し、(2)当該競技用ウェアおよび競技用補装具の使用目的をクラス分けパネルに開示しなければならない。ただし、NF クラス分け規則において別段の定めがある場合を除く。

21.2.4. 医薬品、医療機器、人工関節等の医療インプラントおよび医療処置に関して、

21.2.4.1. 競技者は、医薬品、医療機器、人工関節等の医療インプラントおよび医療処置の使用(補聴器や眼鏡またはコンタクトレンズ等を含む)に関して、クラス分けパネルに開示しなければならない。

21.2.4.2. 競技者は、(1)開示されたすべての医療機器、人工関節等の医療インプラントならびに医療処置の使用、および(2)NF クラス分け規則において要求される場合またはクラス分けパネルから要求される場合には、開示されたすべての医薬品や関連する処方箋を持って、評価セッションに出席しなければならない。

22. 評価セッションに関するクラス分けパネルの責任

22.1. 国内競技団体は、評価セッションに関し、クラス分けパネルが負う以下の責任について、NF クラス分け規則に定めなければならない。

22.1.1. クラス分けパネルは、評価セッションを実施する責任を負う。

22.1.2. 原則として、同一のクラス分けパネルが、競技者に関する評価セッションのすべての段階を実施しなければならない。

22.1.3. クラス分けパネルは、国内競技団体の代表として評価セッションに出席するすべての者(対面、リモートを問わず)の氏名および役割を、競技者に通知しなければならない。

22.1.4. クラス分けパネルは、評価セッションを実施するに当たり、当該競技者または国内競技団体から提供された情報および評価セッションを完了するために必要であると判断して取得した追加情報のみを考慮することができる。

22.1.5. クラス分けパネルは、クラス分けの各段階における評価内容を、国内競技団体が定める様式に従い記録し、その写しを国内競技団体に提出しなければならない。

23. クラス分けパネルからの追加情報や専門知識の要請

23.1. クラス分けのいずれの段階においても、クラス分けパネルは、評価セッションを完了させるために必要であると判断した追加情報(診断情報を含む)の提供を、競技者に対して、求めることができる。競技者が、クラス分けパネルが指定する期限内に追加情報を提供した場合には、評価セッションを継続することができる。競技者が、当該期限内に追加情報を提供しない場合または提供することができない場合には、クラス分けパネルは、評価セッションを中止することができる。

きる。

23.2. クラス分けのいずれの段階においても、評価セッションを完了するために必要であると判断した場合には、国内競技団体の承認を得た上で、クラス分けパネルは医学、技術、科学またはその他の関連分野の専門家に対し、支援を求めることができる。

24. 評価セッションの前段階の再実施の要請

24.1. クラス分けパネルは、必要であると判断した場合には、競技者に対し、評価セッションの前段階を再度実施するよう求めることができる。

25. 評価セッションの中止または終了

25.1. クラス分けパネルは、国内競技団体（または国内競技団体を代表するチーフクラシファイア）と協議の上、以下の各号に定める事情のいずれか 1 つ以上を含む事由により評価セッションを完了することができない場合には、評価セッションを中止することができる。

25.1.1. 当該競技者が、適用される NF クラス分け規則のいずれかの規定を遵守しなかった場合。

25.1.2. 当該競技者が、クラス分けパネルから求められた情報を提供しなかった場合。

25.1.3. クラス分けパネルが、当該競技者から開示された医薬品、医療機器や人工関節等の医療インプラント、医療処置の使用または不使用が、当該競技者のクラス分けに影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合。

25.1.4. 当該競技者に、評価セッション中にクラス分けパネルの要請に従うことを制限し、または妨げる原疾患もしくは障がいが存在することにより、クラス分けパネルが、適用される NF クラス分け規則に従って評価セッションを実施する能力に影響が生じると判断した場合。

25.1.5. 当該競技者が、クラス分けパネルと意思疎通を行うことができない場合。

25.1.6. クラス分けパネルが、合理的な見地から、当該競技者がクラス分けパネルの指示に身体的または精神的に従うことができない場合。

25.1.7. クラス分けパネルが、当該競技者が最善の努力を尽くしていないと判断した場合、または当該競技者が、クラス分けパネルから与えられた指示に従うことを拒否した場合。

25.1.8. 当該競技者または当該競技者が伴うサポートスタッフその他の関係者が、評価セッションを撮影または録画していることが発覚した場合。

25.1.9. 適用される NF クラス分け規則において認められる人数を超える者が評価セッションに出席した場合、または出席者の身元が確認できない場合。

25.1.10. クラス分けパネルが、当該競技者の出場資格のある障がいについて、一貫性を欠き、著しい変動が認められることにより、評価セッションを完了し、適切な競技クラスを割当てることができないと判断した場合。

25.1.11. 当該競技者による自己の能力に関する説明が、クラス分けパネルが取得した情報と矛盾している場合。

25.2. クラス分けパネルにより評価セッションが中止された場合には、クラス分けパネルは、当該競技者を「クラス分け未完了(CNC: Classification Not Completed)」と判定したうえで、以下の各号に定める対応を行わなければならない。

25.2.1. クラス分けパネルは、

(1)「クラス分け未完了」と判定された理由を説明すること。なお、該当する場合には、当該競技者による能力申告に見られた矛盾を特定しなければならない。

(2)評価セッションを再開するために必要となる改善措置の内容を記載した説明文書を作成し、その写しを当該競技者に交付すること。

25.2.2. クラス分けパネルは、該当する場合、意図的不実表示(IM: Intentional Misrepresentation)の可能性に関する懸念事項を別途記録しなければならない。

25.2.3. 競技者が指定された改善措置を完了し、国内競技団体(または国内競技団体を代表するチーフクラシファイア)がこれを相当と認めた場合には、評価セッションは、速やかに再度日程調整のうえ、再開されるものとする。

25.3. クラス分けパネルが評価セッションを中止した場合において、理由の如何を問わず、同一のクラス分けパネルが当該評価セッションを再開し、かつ完了することができないときは、当該評価セッションは終了したものとし、当該競技者は「クラス分け未完了」との判定を受けた状態を継続するものとする。

26. 評価セッションの欠席

26.1. 競技者は、自己に対して実施される評価セッションのすべての段階に出席することについて、自ら責任を負うものとする。

26.2. 競技者が、指定された評価セッションを欠席した場合には、クラス分けパネルは、速やかに、その旨を国内競技団体に報告しなければならない。

26.2.1. 競技者が評価セッションを欠席した理由について説明を行い、国内競技団体がこれを相当と認めた場合には、国内競技団体は、同一のクラス分けの機会において、評価セッションの日程を変更することができる。

26.2.2. 競技者が評価セッションに欠席した理由について、国内競技団体に対して合理的な説明を行うことができない場合には、当該競技者は「クラス分け未完了」と判定される。

27. 「クラス分け未完了」の判定

27.1. 「クラス分け未完了」と判定された競技者は、評価セッションを完了するまで、国内競技会に出場することができない。ただし、関連する評価セッションの一環として観察評価を完了する必要がある場合は、この限りではない。

27.2. 「クラス分け未完了」の判定は、レビュー、クラス分けプロテストまたはクラス分けアピールの対象とならない。

27.3. 競技者が3回以上連続して「クラス分け未完了」として判定された場合には、国内競技団体は、当該競技者には、NF クラス分け規則において、当該競技者が指定された一定期間、次回以降の評価セッションを受ける権利を有しない旨を定めることができる。

28. 評価セッションの場所

28.1. 評価セッションは、国内競技団体が NF クラス分け規則において指定する日時、場所で行うことができる。ただし、観察評価は国内競技会において実施しなければならない。

28.2. 国内競技団体は、NF クラス分け規則において、以下の事項を定めなければならない。

28.2.1. 評価セッションのうち、競技会内で実施しなければならない部分、および競技会外で実

施することができる部分。

28.2.2. 障がいの種類のうち、競技会内で評価しなければならないもの、および競技会外で評価することができるもの。

28.3. すべての評価セッションは、本規程および IF クラス分け規則に準拠した方法で実施されなければならない。特に、評価セッションが行われる会場には、評価セッションの実施に必要な設備が備えられていなければならない。

28.4. 競技クラスの割当てに際し、観察評価が必要となる可能性がある場合には、国内競技団体は、評価セッションの一部を競技会外で実施することができる。この場合、国内競技団体は、事前に当該競技者に対し、観察評価を実施しなければ最終的な競技クラスが割当てられない可能性があることを通知しなければならない。なお、この場合には、当該競技者は「クラス分け未完了」と判定され、後日、改めて評価セッションを受けることを求められることがある。

29. 写真撮影ならびに録画および録音

29.1. クラス分けパネルは、観察評価中を含め、評価セッションに関して写真撮影、録画または録音をすることができる。クラス分けパネルは、競技者が当該資料の写しの提供を求めた場合には、合理的な理由なく提供することを拒否してはならない。また、当該資料は、法令、ガイドラインその他の関連規程に従って適切に取り扱わなければならない。

29.2. 競技者およびサポートスタッフその他の関係者は、評価セッションについて、写真撮影、録音または録画を行ってはならない。この禁止は、評価セッションへの参加が対面またはリモートによる場合であるかを問わず、すべての者に適用される。

第 V 部:通知および公表

30. クラス分け結果の通知

30.1. 国内競技団体は、クラス分け終了後、速やかに、当該競技者に対して、クラス分けの結果を通知しなければならない。

30.2. 競技会に関連して、チーフクラシファイアは、各競技者に割当てられた競技クラス(暫定的な競技クラスを含む)および競技クラスステータスについて、関連するすべての国内競技団体のテクニカル・デレゲートおよび運営役員の代表者に通知しなければならない。また、観察評価が実施される場合には、観察評価終了後、速やかに通知しなければならない。

30.3. 国内競技団体は、競技会会場において、参加者に対し、以下の情報を通知しなければならない。

30.3.1. 競技会にエントリーされた競技者に割当てられた暫定的な競技クラス(観察評価における確認を条件とするものを含む)。

30.3.2. 競技会にエントリーされた各競技者について、クラス分け完了後に割当てられた最終的な競技クラスおよび競技クラスステータス。

31. クラス分けマスターリスト

31.1. 国内競技団体は、以下の者に関する情報を含む「クラス分けマスターリスト」を維持し、公表する

とともに、常に最新の状態に保たなければならない。

(1)各競技者

(2)意図的不実表示により、現に国内競技団体から資格停止処分その他の処分を受けている参加者

31.1.1. 氏名

31.1.2. 性別

31.1.3. 出生年

31.1.4. 競技クラスおよび競技クラスステータス(IFの競技クラス取得者はその旨を示す表記)

31.1.5. あらゆる判定(「新規(N: New)」、「(クラス分け)対象外の原因疾患」、「(クラス分け)対象外の障がい」、「最小障がい基準外」および「クラス分け未完了」を含む)や追跡コード(観察評価を表す「OA: Observation Assessment」など)

31.1.6. 意図的不実表示と判定されている場合には、その資格停止期間および開始日

31.2. 前項の公表は、必要な情報を一般に公開されたウェブサイトに掲載する方法により行うことが望ましい。

31.3. 国内競技団体は、情報に変更が生じた場合には、速やかに、クラス分けマスターリストを更新するよう努めるものとする。

31.4. クラス分けマスターリストは、法令、ガイドラインその他の関連規程に従い、適切に取り扱わなければならない。

第 VI 部:状態の変化

32. メディカルレビュー

32.1. 競技者の出場資格のある障がいの性質または程度の変化が生じたことにより、当該競技者のクラス分けの結果(出場資格、競技クラスその他これらに関連する事項を含む。)が継続して適切であるかを確認するため、再評価が必要となる場合がある。この手続を「メディカルレビュー」という。

32.2. 国内競技団体は、メディカルレビューの申請および実施に関する手続を、NF クラス分け規則に定めなければならない。

32.3. メディカルレビューの申請は、国内競技団体が定める手続に従い、競技者、サポートスタッフ、または競技者の登録所属競技団体の代表者が行うことができる。

32.4. 競技者の出場資格のある障がいの性質または程度に変化が生じた場合には、競技者、サポートスタッフ、または競技者の登録所属競技団体の代表者は、メディカルレビューを申請しなければならない。

32.5. メディカルレビューの申請を行う場合には、以下の事項を満たさなければならない。

32.5.1. 申請理由について詳細に説明すること。これには、競技者の出場資格のある障がいに関する変化の経緯および程度、ならびに従前のクラス分け結果がもはや適切ではないと考えられる理由を含むものとする。

32.5.2. 最新の診断情報を含む、すべての関連書類を添付すること。

32.6.国内競技団体は、メディカルレビューの申請内容を審査するために必要であると判断した場合には、診断情報を含む追加情報の提出を、当該競技者に求めることができる。

32.7.国内競技団体は、メディカルレビューの申請に際し、競技者に対して手数料の支払いを求めることができる。

32.8.メディカルレビューの申請は、国内競技団体が、以下の各号に定める事項を満たすと認めた場合に承認されるものとする。

- (1) 競技者が第 32.5 条から第 32.7 条までの規定を遵守していること。
- (2) 競技者の出場資格のある障がいの性質または程度に変化が認められ、当該変化が、年齢、トレーニングレベル、体力または技術的熟練度に起因する変化とは明確に区別されるものであって、競技における基本的な課題および動作を遂行する能力に影響を及ぼす可能性があること。

前項の条件を満たさない場合には、国内競技団体は、メディカルレビューの申請を却下するものとする。

32.9.国内競技団体は、メディカルレビューの申請を承認するか否かについて、速やかに決定しなければならない。

32.10.国内競技団体がメディカルレビューの申請を承認した場合には、当該競技者の競技クラスステータスを「次回レビュー(R-NAO)」に変更しなければならない。

32.11.国内競技団体がメディカルレビューの申請を却下した場合には、国内競技団体は、その決定および却下理由を記載した書面を当該競技者に交付しなければならない。なお、当該決定は、クラス分けプロテストまたはクラス分けアピールの対象とならない。

32.12.競技者またはその他の参加者が、メディカルレビューを要する可能性のある競技者の状態の変化を認識しながら、当該変化を国内競技団体に知らせなかった場合には、当該競技者またはその他の参加者は、意図的不実表示の可能性について調査の対象となることがある。

第 3 章 クラス分けプロテストおよびクラス分けアピール

第 I 部:概要

33. 概要

33.1. 国内競技団体は、クラス分けの結果に対し、クラス分けプロテストおよびクラス分けアピールによる異議申立てを認める手続を、NF クラス分け規則に定めなければならない。

33.1.1.「クラス分けプロテスト」とは、競技者に割当てられた競技クラスに対して行われる異議申立てをいう。

33.1.2.「クラス分けアピール」とは、以下の理由により、クラス分けプロセスの全部または一部に対して行われる異議申立てをいう。

33.1.2.1. クラス分けプロセスにおいて、NF クラス分け規則の違反があった場合。

33.1.2.2. 前号の違反により、競技者が「(クラス分け)対象外の原因疾患」、「(クラス分け)

対象外の障がい」、「最小障がい基準外」として不適切に判定され、または誤った競技クラスもしくは競技クラスステイタスを割当てられた可能性がある場合。

第 II 部: クラス分けプロテスト

34. クラス分けプロテストの対象範囲

34.1. クラス分けプロテストは、競技者に割当てられた競技クラスに関してのみ行うことができる。

35. クラス分けプロテストを行うことができる者

35.1. クラス分けプロテストは、次の各号に掲げる者または団体に限り行うことができる。

35.1.1. 競技者、サポートスタッフ、または登録所属競技団体の代表者

35.1.2. 国内競技団体

36. 競技者クラス分けプロテスト

36.1. 競技者、サポートスタッフ、または登録所属競技団体の代表者は、当該競技者に割当てられた競技クラスについてのみ、競技者クラス分けプロテストを行うことができる。他の競技者に割当てられた競技クラスについて、競技者クラス分けプロテストを行うことはできない。ただし、他の競技者に割当てられた競技クラスに関して懸念がある場合には、国内競技団体に対して申立てを行うことができる。この場合、国内競技団体は、当該申立てを踏まえ、国内競技団体クラス分けプロテストを行うか否かを検討することができる。

36.2. 競技者クラス分けプロテストは、競技者に対して誤った競技クラスが割当てられたと合理的に考えられる根拠がある場合に限り、申請できる。

36.3. 競技者クラス分けプロテストは、国内競技団体が、申請が所定の要件を満たしており、かつ、当該競技者に誤った競技クラスが割当てられた可能性があるとは合理的に認められる場合に限り、承認するものとする。これらの要件を満たさない場合には、競技者クラス分けプロテストは却下される。

36.4. 競技者クラス分けプロテストは、評価セッションに関連して申請しなければならない。国内競技団体は、競技者クラス分けプロテストを申請することができる期限を定めなければならない。

36.5. 競技者、サポートスタッフ、または登録所属競技団体の代表者が競技者クラス分けプロテストを申請する場合には、以下の各号に定める事項を行わなければならない。

36.5.1. 国内競技団体が指定する様式の競技者クラス分けプロテスト用紙に以下の事項を記入すること。

36.5.1.1. 競技者クラス分けプロテストの対象となる競技者の氏名および競技種目

36.5.1.2. 国内競技団体が定める場合には、登録所属競技団体の代表者の署名

36.5.1.3. 競技者クラス分けプロテストの対象となる決定の内容またはその写し

36.5.1.4. 競技者に誤った競技クラスが割当てられたと考える理由についての具体的かつ詳細な説明。なお、該当する場合には、(1)違反または誤適用があったとされる特定の規則、および(2)当該主張を基礎づける根拠資料

36.5.2. 国内競技団体が定める期限内に提出すること。

36.5.3. 国内競技団体が定める競技者クラス分けプロテスト手数料を支払うこと。なお、国内競技団体は、競技者クラス分けプロテストの終了後の当該手数料の返還の有無および返還条件について、NF クラス分け規則に定めることができる。

36.6. 国内競技団体は、競技者クラス分けプロテスト用紙を受付した後、競技者クラス分けプロテストの承認または却下を審査しなければならない。

36.7. 国内競技団体は、速やかに、競技者に対し、競技者クラス分けプロテストの承認または却下の決定を通知しなければならない。却下する場合には、その理由を記載した書面を交付しなければならない。

37. 国内競技団体クラス分けプロテスト

37.1. 国内競技団体は、競技者に誤った競技クラスが割当てられた可能性があるとは判断した場合には、国内競技団体クラス分けプロテストを行うことができる。

37.2. 国内競技団体は、いつでも国内競技団体クラス分けプロテストを行うことができる。

37.3. 国内競技団体が国内競技団体クラス分けプロテストを実施する場合には、当該国内競技団体は、以下の各号に定める事項を行わなければならない。

37.3.1. 対象となる競技者に対して国内競技団体クラス分けプロテストの実施を通知すること。

37.3.2. 国内競技団体クラス分けプロテストを実施する理由を書面により説明すること。

38. クラス分けプロテストパネルの手続

38.1. 競技者クラス分けプロテストが承認された場合、または国内競技団体クラス分けプロテストが決定された場合には、以下の各号に定める手続を行うものとする。

38.1.1. クラス分けプロテストの対象となった競技者の競技クラスは、クラス分けプロテストの結果が確定するまで変更されないものとする。ただし、当該競技者の競技クラスステータスが既に「次回レビュー(R-NAO)」となっている場合を除き、速やかに、「次回レビュー(R-NAO)」に変更されなければならない。

38.1.2. 競技者が観察評価を受ける必要があり、かつ、競技者のファーストアピランス前に、競技者クラス分けプロテストが承認された場合には、当該競技者は、競技者クラス分けプロテストが解決するまで、当該競技会に出場することができない。

38.1.3. 国内競技団体は、速やかに新たな評価セッションを実施するため、新たなクラス分けプロテストパネルを任命し、評価セッションの日時をすべての関係者に通知しなければならない。

38.1.4. クラス分けプロテストが競技会内で行われた場合には、新たな評価セッションは、当該競技会期間中に行うことが望ましい。

38.2. 国内競技団体は、本規程第 6 条のクラス分けパネルの任命に関する規定に準拠して、クラス分けプロテストパネルを任命しなければならない。なお、次の各号に掲げる者は、クラス分けプロテストパネルの構成員となることができない。

- 38.2.1. クラス分けプロテストの対象となる決定を行ったクラス分けパネルの構成員。
 - 38.2.2. 国内競技団体クラス分けプロテストの場合において、当該クラス分けプロテストを実施するとの決定に関与した者。
 - 38.2.3. クラス分けプロテスト決定の日から起算して過去 12 カ月以内に、クラス分けを目的として、当該競技者の評価または審査に関与した者(国内または国際レベルを問わない)。
 - 38.2.4. 国内競技団体は、前各号に適合するクラス分けプロテストパネルを任命する責任を負う。ただし、競技者および国内競技団体の双方が同意する場合には、前各号に該当する者を含むクラス分けプロテストパネルを任命することができる。この場合において、双方が同意しない場合には、当該クラス分けプロテストは却下される。なお、本規程第 40 条の要件を満たす場合には、競技者はクラス分けアピールを行うことができる。
- 38.3. クラス分けプロテストパネルは、新たな評価セッションを実施しなければならない。クラス分けプロテストパネルは、最終決定を行う前に、クラス分けプロテストの決定内容および当該プロテストに関連して提出された資料を審査しなければならない。
- 38.4. クラス分けプロテストパネルは、その最終決定を、速やかに、すべての関係者に通知しなければならない。
- 38.5. クラス分けプロテストパネルの決定は最終的なものであり、競技者または国内競技団体による更なるクラス分けプロテストの対象とならない。ただし、本規程第 40 条の要件を満たす場合には、競技者はクラス分けアピールを行うことができる。
- 38.6. 国内競技団体クラス分けプロテストが、競技者クラス分けプロテストの申請期限経過後に実施された場合には、当該クラス分けプロテストパネルの決定は最終決定とはならず、更なる競技者または国内競技団体のクラス分けプロテストの対象となり得る。この場合、当該クラス分けプロテストパネルの決定は、最初のクラス分けパネルによる決定と同様に扱われるものとする。なお、本規程第 40 条の要件を満たす場合には、競技者はクラス分けアピールを行うことができる。
- 38.7. クラス分けプロテストパネルが、競技者を「(クラス分け)対象外の障がい」または「最小障がい基準外」と判定した場合には、当該競技者は、新たなクラス分けパネルによる追加の出場資格評価、または最小障がい基準評価を受ける権利を有する。この場合、クラス分けプロテストパネルの決定は、最初のクラス分けパネルの決定と同様に取り扱われ、当該判定には「(再評価)」を付記するものとする。
- 38.8. 国内競技団体は、クラス分けプロテストの結果として競技者の競技クラスが変更された場合における競技結果および表彰への影響について、国内競技団体の競技規則に定めなければならない。

39. クラス分けプロテストパネルを利用できない状況

- 39.1. 競技会内でクラス分けプロテストが行われたものの、当該競技会においてクラス分けプロテストを解決する機会がない場合には、以下の各号に定める措置を講じなければならない。
- 39.1.1. クラス分けプロテストの対象となった競技者は、当該競技会に関するその他の出場資格要件を満たすことを条件として、クラス分けプロテストが解決されるまでの間、対象となった競技クラスで当該競技会に出場することを認められなければならない。
 - 39.1.2. 競技会の終了後、速やかにクラス分けプロテストが解決されるように、あらゆる合理的

な措置を講じなければならない。

第 III 部: クラス分けアピール

40. クラス分けアピール

40.1. クラス分けアピールは、競技者、サポートスタッフ、または登録所属競技団体の代表者が以下の各号に定める事項を証明した場合に認容される。

40.1.1. クラス分けプロセスにおいて、NF クラス分け規則に対する違反があったこと。

40.1.2. 前号の違反により、競技者が「(クラス分け)対象外の原因疾患」、「(クラス分け)対象外の障がい」、または、「最小障がい基準外」として不適切に判定された、または誤った競技クラスもしくは競技クラスステータスを割当てられた可能性があること。

41. クラス分けアピールの申請

41.1. クラス分けアピールは、クラス分けプロテストが継続している間は、申請することができない。ただし、競技者がクラス分けアピールを申請する前に、必ずしもクラス分けプロテストを経なければならないものではない。

41.2. クラス分けアピールは、競技者、サポートスタッフ、または登録所属競技団体の代表者が申請することができる。

41.3. 国内競技団体は、クラス分けアピールを提出する期限を定めなければならない。

42. クラス分けアピール機関

42.1. 各国内競技団体は、クラス分けアピールを審理し、決定を行うための機関として、クラス分けアピール機関を指定しなければならない。

42.2. クラス分けアピールの当事者は、本規程第 42.3 条に定める要件を満たすクラス分けアピール機関により、合理的な期間内に、公正な聴聞手続(口頭、書面を問わず)を受ける機会を保障されなければならない。

42.3. 各国内競技団体は、自らが指定するクラス分けアピール機関が、以下の各号に定める要件を満たすことを確保し、保証しなければならない。

42.3.1. 国内競技団体から運営上独立していること。

42.3.2. 構成員を 3 名以上とし、各構成員が、クラス分けアピールを審理するために必要な知識、技能および経験を有していること。

42.4. クラス分けアピールは、クラス分けアピール機関の構成員 3 名により構成される審理パネルにおいて審理するものとする。なお、3 名で構成する場合には、そのうち 1 名を審理パネルの議長とし、次の各号に掲げる者は、当該審理パネルの構成員となることができない。(1)現在、当該国内競技団体のクラシファイアである者。

(2)過去に当該事案、または手続の基礎となる事実関係に関与したことがある者。

(3)その他、公平性または独立性について疑われる可能性がある者。

42.5.JPC は、国内競技団体を支援するため、クラス分けアピールを審理し、決定する専門的な審査機関(以下、審査機関とする。)をJPCクラス分け委員会に設置する。国内競技団体は、JPC の承認を得た場合には、当該委員会をクラス分けアピール機関として指定することができる。

42.6.審査機関がクラス分けアピール機関として指定された場合には、審査機関は、その定める手続規則に従ってクラス分けアピールを審理し、決定を行うものとする。それ以外の場合には、国内競技団体の定める関連規則(手続き規則を含む)に従って、クラス分けアピールを審理し、解決しなければならない。

42.7.国内競技団体は、競技者、サポートスタッフ、または登録所属競技団体の代表者に対し、クラス分けアピール手数料の支払いを求めることができる。

43. クラス分けアピールの決定

43.1.クラス分けアピール機関は、クラス分けアピールの対象となった決定を維持し、または取り消す決定を行うものとする。クラス分けアピール機関は、競技者のクラス分け、競技クラスや競技クラスステータスに関する決定を、自ら変更し、修正し、または新たに割当てする権限を有しない。

43.2.クラス分けアピール機関は、審理終了後、国内競技団体が定める期限内に、理由を付した書面による決定を行わなければならない。当該決定書には、決定理由およびその結果として必要となる措置を記載しなければならない。クラス分けアピールの対象となった決定を取り消す場合には、当該決定書には、違反の内容ならびに当該違反が、競技者に対する「(クラス分け)対象外の原疾患」、「(クラス分け)対象外の障がい」、もしくは「最小障がい基準外」との不適切な判定、または誤った競技クラスもしくは競技クラスステータスの割当ての原因となり得たことを記載しなければならない。

43.3.クラス分けアピール機関の決定は、クラス分けアピールを申請した者およびクラス分けアピールの対象となった者に対して通知しなければならない。

43.4.クラス分けアピール機関の決定は最終的なものである。

第4章 意図的不実表示

44. 意図的不実表示

44.1.次の各号に掲げる行為は、意図的不実表示に該当する。

44.1.1. 参加者(競技者、コーチ等のサポートスタッフ、登録所属競技団体の代表者および保護者がクラス分けに参加する場合はそれも含む)が、作為または不作為を問わず、国内競技団体またはその代表者(クラス分け従事者等)に対し、クラス分けに関する事項について、故意に誤解を生じさせ、または誤解を生じさせようとする行為。

44.1.2.参加者が、作為または不作為を問わず、上記 44.1.1 条、または他の参加者に科された資格停止期間について、意図的に共謀する行為。

44.2.本規程第 44.1.1 条に定める意図的不実表示には、以下の各号に掲げる行為が含まれるが、これらに限定されない。

- 44.2.1. 競技者が有していない原疾患または出場資格のある障がいの存在、性質、程度を証明する偽造された診断書等(関連する医学的情報、もしくはそれに類似する原疾患を証明できる情報を含む)を提出すること。
- 44.2.2. 評価セッション中に意図的にパフォーマンスを低下させること。
- 44.2.3. クラス分けパネルを誤認させる意図をもって、評価セッション前に、競技者自らを故意に疲労させ、または他の参加者が競技者を故意に疲労させること。
- 44.2.4. NF クラス分け規則において別段の定めがある場合を除き、競技者が競技会において使用予定の競技用具または競技用補装具を着用せずに故意に評価セッションを受けること、またはこれらの使用目的を意図的に開示しないこと。
- 44.2.5. 競技者が、医薬品、医療機器、人工関節等の医療インプラント、または医療処置(補聴器、眼鏡、コンタクトレンズ等を含む)の使用に関して、意図的にクラス分けパネルへ開示しないこと。
- 44.2.6. 評価セッションの前後または評価セッション中において、競技者の技術、能力、障がいの存在、性質、程度について、虚偽の説明をすること。
- 44.2.7. クラス分けパネルを誤認させる意図をもって、評価セッションを妨害し、または評価セッション中にクラス分けパネルへの協力を拒否すること。
- 44.2.8. 競技者の本人確認に関する正確な情報を提供せず、または競技者本人に代えて他の者を評価セッションに参加させること。
- 44.2.9. 競技者が、過去に受けたクラス分け(別のパラスポーツにおけるクラス分けを含む。)またはメディカルレビューその他の関連情報について、当該国内競技団体に故意に通知しないこと。

44.3.本規程第 44.1.2 条に定める意図的不実表示には、以下の各号に掲げる行為が含まれるが、これらに限定されない。

- 44.3.1. 参加者が、他の参加者による意図的不実表示を教唆、幫助し、またはこれについて共謀すること。
- 44.3.2. 他の参加者による意図的不実表示が行われ、または行われようとしていることを認識しながら、当該行為またはその調査において隠蔽すること、または国内競技団体への情報提供をしないこと。
- 44.3.3. 参加者が、意図的不実表示によって資格停止を科された他の参加者に対し、資格停止期間に違反する、または違反を試みさせるよう、教唆、幫助し、またはこれについて共謀すること。
- 44.3.4. 他の参加者が、意図的不実表示によって科された資格停止期間に違反した、または違反しようとしていることを認識しながら、当該行為またはその調査において隠蔽すること、または国内競技団体への情報提供をしないこと。

44.4.疑義を避けるために、以下の各号を確認する。

- 44.4.1. 参加者の行為が故意によるものであるか否かについては、当該参加者が、その行為が本規程第 44.1 条に違反することを認識していることを要しない。
- 44.4.2. 参加者は、競技者に割当てられた出場資格、競技クラス、または競技クラスステータスの内容にかかわらず、意図的不実表示を行う可能性がある。

44.5.意図的不実表示は、クラス分け制度およびパラスポーツのインテグリティに対する重大な脅威となるものである。これは、国内競技団体またはその関係者を欺き、公正かつ有意義な競技を損なう不当な利益を得ることを目的とする重大な違反行為であることから、その疑いがある場合には適切な調査を行わなければならない、意図的不実表示が認められた場合には、懲戒処分

を科さなければならない。

44.6.各国内競技団体は、IF クラス分け規則および IPC が定める意図的不実表示に関する国際基準 (INTERNATIONAL STANDARD FOR INTENTIONAL MISREPRESENTATION Version 1 January 2025) に準拠し、意図的不実表示の疑いの特定、調査および訴追に関する規定を、NF クラス分け規則に定めなければならない。

第 5 章 クラス分けシステムの変更

45. クラス分けシステムの変更

45.1.国内競技団体は、IF クラス分け規則または本規程の改訂が行われた場合には、速やかに NF クラス分けシステムまたはクラス分けプロセスに必要な変更等をしなければならない。

45.1.1. 国内競技団体は、競技者に対し、以下の事項を提供しなければならない。

45.1.1.1. 予定される変更内容に関する適切な通知、変更の根拠、再評価が必要となる可能性のある競技者または競技者集団の説明、実施スケジュール案、および、該当する場合には変更する規則案。

45.1.1.2. 該当する変更が採択される前に、意見またはフィードバックを提出する機会。

45.1.2.国内競技団体は、JPC に対し、以下の事項を提供しなければならない。

45.1.2.1. 予定される変更内容に関する適切な通知、変更の根拠、実施スケジュール案、該当する場合には変更する移行規則案、国内競技団体による影響評価の写しおよび評価プロセスにおいて実施した協議の概要。

45.2.国内競技団体が、競技者の出場資格、競技クラス、または競技クラスステータスに影響を及ぼす可能性のある NF クラス分け規則の変更を行う場合には、当該国内競技団体は、以下の各号に定める措置を講じなければならない。

45.2.1. 影響を受ける競技者を特定し、当該競技者に対して、再評価を受ける権利を有する旨を通知すること。

45.2.2. 必要に応じて、国内競技団体が適切と判断するところに従い、当該競技者の競技クラスステータスを「次回レビュー(R-NAO)」または「指定期間付きレビュー(R-FRD)」へ変更すること。

第 6 章 役割および責任

46. 日本パラリンピック委員会(JPC)

46.1.JPC の役割および責任には、以下の各号に掲げる事項を含む。

46.1.1. クラス分け規程の策定、維持および実施状況のモニタリング。

46.1.2. 国内クラス分けに関するガイドラインおよびモデル規則の策定ならびに公表。

46.1.3. 本規程第 3.1 条に定める JPC 加盟団体、競技者、クラシファイアおよびその他の関係者を対象としたクラス分け教育および意識向上プログラムの開発および提供。

- 46.1.4. 関係するステークホルダー間における、クラス分けの目的、原則、科学的根拠に関する理解および認識の向上。
- 46.1.5. JPC 加盟夏季・冬季パラリンピック実施競技団体および国内クラス分けを実施するその他の JPC 加盟団体による本規程の遵守状況のモニタリング。
- 46.1.6. JPC 加盟夏季・冬季パラリンピック実施競技団体および国内クラス分けを実施するその他の JPC 加盟団体が本規程を遵守するための、適切な措置を講ずること。

47. 国内競技団体(NF)

47.1.国内競技団体の役割および責任には、以下の各号に掲げる事項を含む。

- 47.1.1. 各競技に関係するステークホルダー間における、クラス分けの目的、原則および科学的根拠に対する認識の向上。
- 47.1.2. IF クラス分け規則および本規程に従ったクラス分け規則の策定、実施、定期的な検証および公表。
- 47.1.3. 国内競技団体への登録条件として、登録者に対し、本規程の遵守を求め、その遵守を確保するための適切な措置を講ずること。国際競技大会へ派遣される競技者については、IF クラス分け規則および IPC クラス分け規程に関する教育を行い、その遵守を確保するための適切な措置を講ずること。
- 47.1.4. 競技者、サポートスタッフおよびクラシファイアを対象としたクラス分け教育および意識向上プログラムの開発および提供。当該プログラムには、少なくとも、NF クラス分け規則の内容および当該規則が本規程に準拠しなければならないことに関する説明を含まなければならない。
- 47.1.5. クラス分け研究の推進、開始、検討。
- 47.1.6. クラシファイアの採用、研修および育成パスウェイの開発、実施および維持。
- 47.1.7. 意図的不実表示またはコンプライアンス上の問題に関して JPC が実施する調査に対する協力。

48. クラス分け従事者

- 48.1. 国内競技団体は、国内競技団体におけるクラス分けの組織、実施、管理において重要な役割を担うクラス分け従事者を任命しなければならない。
- 48.2. 国内競技団体は、NF クラス分け規則において、すべてのクラス分け従事者が遵守すべき職業上の行動基準を明確に定めなければならない。当該基準を「クラス分け従事者行動規範」という。
- 48.3. 国内競技団体は、「クラス分け従事者行動規範」違反に関する通報および調査の手続ならびに当該違反に対してクラス分け従事者に適切な措置を講ずるための手続を、NF クラス分け規則に含めなければならない。

49. 競技者

- 49.1. 国内競技団体は、NF クラス分け規則において、競技者の役割および責任を定めなければならない。以下の各号に掲げる事項を含めなければならない。
 - 49.1.1. 本規程に基づき採用された、すべての関連する規制、方針、規則および手続を理解し、遵守すること。国際競技大会に派遣される競技者については、IPC クラス分け規程も含む。
 - 49.1.2. クラス分けプロセスや関連手続への参加、および協力。
 - 49.1.3. 国内競技団体が原疾患や出場資格のある障がいを評価するために必要な医学的情報、

またはその他これに準ずる資料を提供すること。提供する情報が完全、正確かつ虚偽のないものであることを保証し、その内容に変更が生じた場合には、速やかに再通知を行うこと。

49.1.4. 評価セッションにおいて最善の努力を尽くし、クラス分けパネルから与えられた指示に従うこと。

49.1.5. 意図的不実表示の可能性に関する調査に対する協力。

49.1.6. クラス分けに関する教育、研究ならびにクラス分けシステムの開発および導入への支援および促進。

50. サポートスタッフ

50.1. 国内競技団体は、NF クラス分け規則において、サポートスタッフの役割および責任を定めなければならない、以下の各号に掲げる事項を含めなければならない。

50.1.1. 本規程に基づき採用されたすべての関連規制、方針、規則および手続を理解し、遵守すること。国際競技大会に派遣されるサポートスタッフにおいては IPC クラス分け規程も含む。

50.1.2. 競技者の価値観および行動に対する影響力を適切に行使し、クラス分けプロセスおよび競技者のクラス分けに関与する者に対する前向きかつ協力的な姿勢を醸成すること。

50.1.3. 必要に応じて、クラス分けプロセスおよび関連手続へ参加し、協力すること。

50.1.4. 意図的不実表示の可能性に関する調査に対する協力。

50.1.5. クラス分けの教育および研究ならびにクラス分けシステムの開発および導入への支援。

51. その他の参加者

51.1. 国内競技団体は、NF クラス分け規則において、その他の参加者の役割および責任を定めなければならない、以下の各号に掲げる事項を含めなければならない。

51.1.1. 本規程に基づき採用されたすべての関連規制、方針、規則および手続を理解し、遵守すること。国際競技大会に派遣される参加者においては IPC クラス分け規程も含む。

51.1.2. 意図的不実表示の可能性に関する調査に対する協力。

第 7 章 クラス分けデータおよびクラス分け研究

52. クラス分けデータ

52.1. 国内競技団体は、IF クラス分け規則および IPC が発効するクラス分けデータ保護に関する国際基準 (INTERNATIONAL STANDARD FOR CLASSIFICATION DATA PROTECTION Version 1 January 2025) に準じ、個人情報の保護に関する法律、ガイドラインその他の諸規程に従って、クラス分けに関連する個人情報を処理しなければならない。

53. クラス分け研究

53.1. 国内競技団体は、以下の目的のために、クラス分け研究を実施するよう努めるものとする。

53.1.1. 自団体のクラス分けシステムが、入手可能な最善の科学的根拠に基づいていることを確認する。

53.1.2.評価システムの質をモニタリングし、自団体の科学的根拠の基盤を改善する。

53.2.国内競技団体は、科学的根拠に基づくクラス分けシステムの開発を支援するようなクラス分け研究に取り組むことが望ましい。

53.3.国内競技団体は、適切な場合には、ステークホルダー(競技者およびクラシファイアを含む)が、国内競技団体のクラス分け研究計画の一環として意見を提供する機会を確保することが望ましい。

53.4.すべてのクラス分け研究は、国際的に認知された倫理基準および研究手法に従わなければならない。

第 8 章 クラス分け規程の遵守

54. JPC 加盟団体による遵守

54.1.JPC 加盟夏季・冬季パラリンピック実施競技団体および国内クラス分けを実施するその他の JPC 加盟団体は、本規程を遵守しなければならない。

54.2.JPC は、JPC クラス分け委員会の支援を受けて、JPC 加盟夏季・冬季パラリンピック実施競技団体および国内クラス分けを実施するその他の JPC 加盟団体の遵守をモニタリングする。各加盟団体は、該当するモニタリングを円滑に行うため、JPC の要請に応じて、以下の各号に定める事項を行わなければならない。

54.2.1. 自団体の遵守状況を報告し、JPC が求めるすべての情報を正確に提供すること。

54.2.2. 遵守できていない場合には、その理由を説明し、遵守するために取るべき具体的措置および実施期間を記載した行動計画を提出すること。

54.3. JPC は、本規程を遵守しない JPC 加盟団体に対して制裁を科すことができる。

55. 遵守のモニタリングおよび実施

55.1.JPC は、遵守のモニタリングおよび実施を容易にするため、補足的な規則やガイドラインを随時発行することができる。

第 9 章 本規程の施行日、改定および解釈

56. 本規程の施行日

56.1.本規程は、2026 年 8 月 1 日に施行する。

57. 本規程の改定

57.1.JPC クラス分け委員会は、本規程の発展と改善を監督する責任を負う。

57.2.JPC クラス分け委員会は、本規程の改定案を作成し、必要な助言を踏まえ、改定案について競

技者、JPC 加盟夏季・冬季パラリンピック実施競技団体、その他のステークホルダーからの評価とフィードバックを促すための協議プロセスが確立されるよう努めるものとする。

57.3.本規程の改定は、適切な協議の後で、JPC 運営委員会からの承認を得なければならない。

57.4.JPC 運営委員会が承認した本規程に実質的な矛盾が生じない限り、JPC クラス分け委員会は、誤字脱字、文法上の理由または明確化のために、本規程を修正することがある。

付録 1: 定義

本規程で使用する用語は、以下に定める意味を持つ。

意図的不実表示(IM: Intentional Misrepresentation)とは、参加者が故意に国内競技団体またはその代表者(クラス分け従事者等)を誤解させる、または誤解させようとすることをいう。また、他の参加者に科された資格停止期間に対する違反または違反する意図に関して、意図的な共謀を行うことも含まれる。これはクラス分けおよびパラスポーツのインテグリティに対する大きな脅威であり、非常に重大な違反行為と位置づけられている。

運営上独立とは、クラス分けアピール機関のような関連団体が、国内競技団体または第三者からの干渉を受けずに、聴聞および意思決定プロセスを行うことができる地位にあることを指す。これは、関連団体のメンバーや事務員が、当該案件の調査やその処理に関する決定に関与しないようにすることを目的としている。

運動失調とは、協調運動障がいのサブカテゴリーの一つである。

確定(C: Confirmed)とは、競技クラスステータスの一つである。

観察評価(OA: Observation Assessment)とは、出場資格のある障がいが、競技の基本となる特定の課題および活動を実行する能力に対して与える影響の程度の判断を下すことを目的とした、競技会における競技者の観察を指す。

競技会とは、1つの統括機関の下で行われる、一連の個々の大会またはイベントを意味する。

競技会外とは、競技会内以外の期間を指す。

競技クラスとは、各国内競技団体が国内競技団体クラス分け規則(NF クラス分け規則)で定める競技のカテゴリーであり、競技者は、出場資格のある障がいが、その競技の基本となる特定の課題および活動を実行する能力に及ぼす影響の程度によって分類される。

競技クラスステータスとは、競技クラスに適用されるステータスであり、競技者が将来的にクラス分けを受ける必要性およびクラス分けを受ける時期を示すものである。

競技クラス評価とは、クラス分けプロセスの第4段階であり、競技者の出場資格のある障がいが、競技の基本となる特定の課題および活動を実行する能力に対して与える影響の程度の評価である。

競技者とは、以下のいずれかを指す。

1. その方法にかかわらず、クラス分けプロセスに参加しており、当該プロセスに関与するための措置を講じており(例えば、クラス分けを受けるために医学的情報を国内競技団体に提供する)、対象競技会にエントリーした、または参加した競技者である。
2. パラスポーツの競技会に出場する競技者である。

競技者クラス分けプロテストとは、競技者やサポートスタッフが、競技者自身の競技クラスに関して行うクラス分けプロテストを指す。

競技用補装具とは、競技者の特別なニーズに合わせて、障がいの影響を軽減するために適応された器具、装置、技術的補助具を意味し、国際競技団体の規則で許可されているものである。ただし、眼鏡

またはコンタクトレンズ等による屈折矯正は、これにはみなされない。

協調運動障がいとは、肢体不自由の出場資格のある障がいの一つである。筋緊張亢進や痙性、運動失調、ジスキネジア(アテトーゼ、ジストニア、舞踏運動)のサブカテゴリーに分けられる。

筋力低下とは、肢体不自由の出場資格のある障がいの一つである。

筋緊張亢進とは、協調運動障がいのサブカテゴリーの一つである。

クラス分けとは、以下の 2 つの重要な機能を持つものである。

1. パラスポーツへの出場資格のある障がいのある競技者を決定すること。
2. 本規程の第 2 章第 IV 部に規定されたクラス分けプロセスに基づき、出場資格のある障がいがあるが、その競技の基本となる特定の課題や動作を実行する能力にどの程度影響を及ぼすかに基づき、競技者を競技クラスにグループ分けすること。

クラス分けアピールとは、以下の理由により、クラス分けプロセスのあらゆる側面に対して異議を申し立てることを指す。

- ・クラス分けプロセスの間に、国内競技団体クラス分け規則(NF クラス分け規則)に対する違反があった場合。
- ・当該違反により、競技者が「(クラス分け)対象外の原因疾患」、「(クラス分け)対象外障がい」、「最小障がい基準外」として不適切に判定された、または誤った競技クラスや競技クラスステータスの割当てを受けた可能性がある場合。

クラス分けアピール機関とは、各国内競技団体が、クラス分けアピールを審議し決定を下すために指定する機関である。

クラス分け研究とは、パラスポーツシステムの向上と理解を目的とした、体系的な科学的評価、分析、調査を指す。国内競技団体は、科学的根拠に基づいたクラス分けシステムの開発を支援するようなクラス分け研究に取り組むことが望ましいとされている。

クラス分け従事者とは、クラス分け組織の権限によりクラス分けに関連して行動する者を指し、クラシフィアや事務担当者が挙げられる。

クラス分け従事者行動規範とは、国内競技団体が定めるクラス分け従事者が遵守しなければならない職業上の行動基準を指す。

クラス分け戦略とは、日本パラリンピック委員会(JPC)が発効するクラス分けの取り組みに関する指針を指す。

クラス分けプロセスとは、クラス分けの評価セッションを含む一連の段階を指す。主に以下の 4 つの評価段階からなる。

1. 原疾患評価(第 1 段階)。
2. 出場資格のある障がい評価(第 2 段階)。
3. 最小障がい基準評価(第 3 段階)。
4. 競技クラスおよび競技クラスステータスの割当て(第 4 段階)。

クラス分けプロテストとは、競技者に割当てられた競技クラスに対する異議申立てを指す。

クラス分けプロテストパネルとは、国内競技団体がクラス分けプロテストを行うために任命したクラス分けパネルを指す。

クラス分けパネルとは、国内競技団体が評価セッションを実施し、競技者の競技クラスおよび競技クラスステータスを決定するために指名した、特定の人数のクラシファイアを指す。

クラス分けマスターリストとは、国内競技団体が維持、公表し、常に最新の状態に保つ情報リストであり、各競技者および参加者に関する情報(氏名、性別、誕生年、競技クラスおよび競技クラスステータス、あらゆる判定、追跡コード、意図的不実表示の判定があった場合の資格喪失期間および開始日等)を含むものである。

クラス分け未完了(CNC: Classification Not Completed)とは、評価セッションが中止された場合に競技者に判定される指定であり、この判定を受けた競技者は、評価セッションを完了するまで国内競技会に出場できない。この判定は、レビュー、クラス分けプロテストまたはクラス分けアピールの対象とはならない。

クラシファイアとは、クラス分けパネルの構成員として競技者を評価することを公認されている、国内競技団体によって認定された者を指す。

クラシファイア研修生とは、国内競技団体のクラシファイアになるための正式な研修の過程にある者を指す。

痙性とは、協調運動障がいのサブカテゴリーの一つである。

原疾患とは、病気(急性または慢性)、障がい、損傷、外傷を意味する。出場資格のある障がいをもたらす可能性のある、検証可能な健康状態を指す。

原疾患評価とは、競技者から提供された医学的情報の評価に基づき、競技者が少なくとも 1 つの、医学的に診断された原疾患がある(またはあった)ことを確認するための評価セッションの第 1 段階である。

原疾患評価者とは、国内競技団体が原疾患評価を実施する責任を負う個人または団体を指す。

国際競技団体(IF: International Federation)とは、パラリンピック競技大会競技プログラムの特定のパラスポーツにおける、世界全体の唯一の代表として認めた国際競技団体を指す。

国際基準とは、IPC が発効するクラス分けに関する国際的な基準群を指す。

国内競技団体(NF: National Federation)とは、国際競技団体の国内のメンバーを意味する。

国内競技団体クラス分けプロテストとは、国内競技団体が、競技者に誤った競技クラスが割当てられた可能性があるとして判断した場合に行うことができるクラス分けプロテストを指す。

最小障がい基準とは、国際競技団体が国際競技団体クラス分け規則(IF クラス分け規則)にて示す競技者がパラスポーツに参加するために必要とされる最小レベルの障がいを指す。

最小障がい基準評価とは、クラス分けプロセスの第 3 段階であり、競技者の出場資格のある障がい毎に定められた最小障がい基準に対して、基準を満たしているか否かに関する評価を指す。

サポートスタッフとは、コーチ、トレーナー、マネージャー、代理人、チームスタッフ、役員、医療関係者、保護者、その他競技者とともに活動し、競技者を治療し、支援する者を指す。

参加者とは、競技者、コーチ等のサポートスタッフ、登録所属競技団体の代表者および保護者等のクラス分けのいずれかの側面に参加する者を指す。

次回レビュー(R-NAO: Review at the Next Available Opportunity)とは評価セッションに参加することができる次の機会を指す。競技クラスステータスの一つである。

視覚障がいとは、眼球、視神経、視交叉、視交叉以降の視覚経路、あるいは脳の視覚野の構造または機能に影響を及ぼす原疾患によって生じ、最良の眼鏡またはコンタクトレンズ等による屈折矯正を行っても視覚機能の改善が得られない状態を指す。

四肢欠損や四肢長差とは、肢体不自由の出場資格のある障がいの一つである。四肢欠損、脚長差、上肢長差のサブカテゴリーに分けられる。

ジスキネジアとは、協調運動障がいのサブカテゴリーの一つである。

肢体不自由とは、筋力低下、他動的関節可動域制限、四肢欠損や四肢長差、低身長、および協調運動障がい(筋緊張亢進や痙性、運動失調、ジスキネジアを含む)のうち 1 つ以上から生じる出場資格のある障がいを指す。

失効(E: Expired)とは、競技クラスステータスの一つである。

指定期間付きレビュー(R-FRD: Review with Fixed Review Date)とは競技者が次の機会に新たに評価セッションに出席しなければならない日付を示すものである。

(クラス分け)対象外の原疾患とは、本規程第 10 条に記載されている原疾患評価において、競技者に医学的に診断された原疾患がないと判定された場合を指す。

(クラス分け)対象外の障がいとは、本規程第 12 条に記載されている出場資格のある障がい評価において、競技者が当該競技に対応する出場資格のある障がいに該当しないと判定された場合、または、該当する障がい第 1 段階で報告された原疾患で説明できない(整合しない)、あるいは原疾患と出場資格のある障がいとの間に矛盾があると判定された場合を指す。

最小障がい基準外とは、本規程第 14 条に記載されている最小障がい基準評価において、競技者の出場資格のある障がい最小障がい基準を満たさないと判断された場合を指す。

出場資格のある障がいとは、本規程の第 7 条に記載されているとおり、恒久的なもので、パラリンピック・ムーブメントが認定し、IPC 総会が承認したカテゴリーのいずれかに該当する障がいである。現在、以下の 7 つ(「肢体不自由」5 つ、「視覚障がい」および「知的障がい」)がある。

出場資格のある障がい評価とは、クラス分けプロセスの第 2 段階であり、競技者に、原疾患評価において報告された 1 つ以上の原疾患と整合する競技に対応する出場資格のある障がいがあること、および原疾患評価において報告された原疾患と出場資格のある障がいに矛盾がないことを確認するための評価である。

出場資格のない障がいとは、本規程の第 8 条に「出場資格のある障がい」として記載されていない障がいである。

遵守とは、本規程の本文、精神、意図を固守する規則、規制、方針およびプロセスを実施することを意味する。

人工関節等の医療インプラントとは、人工関節や脊椎固定器具、骨接合材料等の医療機器であり、競技者はその使用についてクラス分けパネルに開示しなければならない。

医学的情報とは、国内競技団体が原疾患および出場資格のある障がいの存在を評価するために必要な、医療記録やその他の書類を意味する。

他動的関節可動域制限とは、肢体不自由の出場資格のある障がいの一つである。

チーフクラシファイアとは、国内競技団体が任命し、国内競技団体クラス分け規則(NF クラス分け規則)に基づくクラス分けの機会に関するクラス分け事項の指揮、管理、調整、実施を行うクラシファイアを指す。

チーム競技とは、競技中に競技者の交代が認められる競技を指す。

知的障がいとは、あらゆる認知機能および、生涯にわたってのその発達をはじめとする、さまざまな精神機能を理解し、建設的に統合するために必要な、精神機能全般における制限を引き起こす原疾患を有する障がいを指す。

低身長とは、肢体不自由の出場資格のある障がいの一つである。

テクニカル・デレゲートとは、国内競技団体の運営役員であり、クラス分け結果の通知を受ける者の一人である。

パラリンピック競技大会とは、IPC が所有し、公認する、主要な国際競技会であり、通常 2 年周期で夏冬交互に開催され、パラリンピック競技大会競技プログラムに掲載されているパラスポーツで競技者が競技を行う。

パラリンピック競技大会競技プログラムとは、パラリンピック競技大会のプログラムにあるパラスポーツを意味する。

パラリンピック・ムーブメントとは、多様性や創意工夫に満ちたパラリンピックスポーツの価値や、無限の可能性を体現するパラアスリートの魅力を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動を指す。その推進は、国際パラリンピック委員会とその加盟・承認組織が担う。

人とは、自然人、法人および法人格を有しない団体(別個の法人格を有するか否かを問わない)を意味し、また、文脈上必要である場合には、かかる人の個人的な法的代理人、承継人および許可された譲受人をも含む。この用語には JPC は含まれない。

評価セッションとは、クラス分けプロセスの第 2 段階、第 3 段階、第 4 段階を指し、具体的には出場資格のある障がい評価、最小障がい基準評価、ならびに競技クラスおよび競技クラスステータスの割当てを含むものである。

ファーストアピランスとは、競技者が暫定的な競技クラスで初めて競技や種目に出場する機会を指す。

未成年者とは、18 歳未満の人を指す。

メディカルレビューとは、競技者の出場資格のある障がいの性質または程度の変化によって、競技者のクラス分けの結果(出場資格や競技クラス等)が依然として正しいものであるか確認するために、再評価が必要となる場合の手続を指す。

日本パラリンピック委員会 クラス分け規程

2024 年 4 月 1 日 施行

2026 年 8 月 1 日 施行(2025 年 1 月 1 日付 IPC クラス分け規程改定に伴い改定)

出版者:

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会
〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6

URL: <https://www.parasports.or.jp/paralympic/>

電話:03-5939-7021

E メール:classification@parasports.or.jp